

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和3年度介護報酬改定関連通知の
正誤等について

計 22 枚（本紙を除く）

Vol.969

令和3年4月22日

厚生労働省老健局

老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3971、3979)
FAX : 03-3595-4010

老高発 0422 第 1 号
老認発 0422 第 1 号
老老発 0422 第 1 号
令和 3 年 4 月 22 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 3 年度介護報酬改定関連通知の正誤等について

令和 3 年 3 月 16 日付けで通知した「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和 3 年 3 月 16 日老高発 0316 第 3 号、老認発 0316 第 6 号、老老発 0316 第 5 号）等を別紙 1 のとおり修正することとするので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知による修正後の「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」（平成 12 年 3 月 8 日老企第 41 号）別紙については、令和 3 年 6 月のサービス提供分に係る届出から適用することとし、別紙 10-5 については、すでに修正前の様式で届出を行っており、その後体制に係る変更がない事業所においても、令

和3年5月15日までに、修正後の別紙10-5を改めて届け出るものとする。

また、同通知については、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が施行されたこと等に伴い、別紙2のとおり改正することとする。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和3年3月16日老高発 0316 第3号、老認発 0316 第6号、老老発 0316 第5号）別紙の訂正について

| No. | 該当箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|------------------------|--|---|
| 1 | 別紙 1 p. 11 18 行目 | b 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 | b 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 c <u>第3号ホ(2)の訪問介護員等の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</u> |
| 2 | 別紙 1 p. 26 23 行目 | ⑥ 「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予 | ⑥ 「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定訪問リハビリテーション終了者が指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、<u>「リハビリテーションマネジメント加算等に関する基本的な考え方並びにリハビリテーション計画書等の事務処理手順及び様式例の提示について」</u>（平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 2 号）の別紙様式 2-1 及び 2-2 のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。なお、指定通所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に示す別紙様</p> | <p>防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所へ移行する際に、<u>「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</u>の別紙様式 2-2-1 及び 2-2-2 のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型通所介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業所へ提供すること。なお、指定通所介護事業所等の事業所への情報提供に際しては、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に示す別紙様式 2-2-1 及び 2-2-2 の本人の希望、</p> |
|--|--|--|--|

| | | | |
|---|------------------------|---|---|
| | | 式 2-2-1 及び 2-2-2 の本人の希望、家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えない。 | 家族の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えない。 |
| 3 | 別紙 1 p. 56 25 行目 | (7) <u>注 5</u> の取扱い | (7) <u>注 6</u> の取扱い |
| 4 | 別紙 1 p. 72 31 行目 | 16・17 (略) | 16 (略) 17 <u>ターミナルケアマネジメント加算について</u> <u>(1)~(4) (略)</u> <u>(5) ターミナルケアマネジメントにあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること。</u> |
| 5 | 別紙 2 p. 52 20 行目 | ① 経口維持加算(I)については、次に掲げるイから三までの通り、実施するものとする | ① 経口維持加算(I)については、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。 |
| 6 | 別紙 2 p. 69 15 行目 | ロ ①のロ g を準用する。 | ロ ①のロの g を準用する。 |
| 7 | 別紙 2 p. 69 23 行目 | ハ (略) ④ 入退所前連携加算(II) | ハ ①のロの g 及び h を準用する。 ④ 入退所前連携加算(II) |

| | | | |
|---|----------------------|---|---|
| | | イ 5の <u>19</u> の③イ及びロを準用する。 ロ ①のg及びhを準用する。 | イ 5の <u>22</u> の③イ及びロを準用する。 ロ ①の <u>ロ</u> のg及びhを準用する。 |
| 8 | 別紙5 p. 37 26行目 | ⑤ (略) | ⑤ (略) ⑥ <u>個別機能訓練加算(Ⅱ)を取得する場合、厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。</u> <u>サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。</u> <u>提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。</u> |
| 9 | 別紙5 | ① 経口維持加算(I)について | ① 経口維持加算(I)について |

| | | | |
|----|-----------------------|--|--|
| | p. 76 6 行目 | は、次に掲げるイ及びハの通り、実施するものとする こと。 | は、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする こと。 |
| 10 | 別紙 8 p. 6 22 行目 | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円以下</u>又は常時使用する従業員の数が <u>300 人以下</u>の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円以下</u>又は常時使用する従業員の数が <u>100 人以下</u>の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> |
| 11 | 別紙 9 p. 6 25 行目 | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の</p> | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の</p> |

| | | | |
|----|--------------------------------|---|---|
| | | <p>充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> | <p>充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> |
| 12 | <p>別紙 9 p. 62 3 行目</p> | <p>(5)～(11) (略)</p> | <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所に置かないことができる人員</u> (略)</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> |
| 13 | <p>別紙 10</p> | <p>また、居宅サービス計画の届</p> | <p>また、居宅サービス計画の届</p> |

| | | | |
|----|-------------------------|---|--|
| | p. 8 15 行目 | 出頻度について、一度市町村が 検証した居宅サービスの計画 の次回の届出は、1年後でよい ものとする。 | 出頻度について、一度市町村が 検証した居宅サービスの計画 の次回の届出は、1年後でもよ いものとする。 |
| 14 | 別紙 10 p. 10 19 行目 | なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律（令和元年法律 第 24 号）附則第 3 条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企 業（資本金が <u>3 億円</u> 以下又は常 時使用する従業員の数が <u>300 人</u> 以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それ までの間は努力義務とされて いるが、適切な勤務体制の確保 等の観点から、必要な措置を講 じるよう努められたい。 | なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律（令和元年法律 第 24 号）附則第 3 条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 の雇用の安定及び職業生活の 充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企 業（ <u>医療・介護を含むサービ スを主たる事業とする事業主 については資本金が 5000 万円</u> 以下又は常時使用する従業員 の数が <u>100 人</u> 以下の企業）は、 令和 4 年 4 月 1 日から義務化 となり、それまでの間は努力義 務とされているが、適切な勤務 体制の確保等の観点から、必要 な措置を講じるよう努められ たい。 |
| 15 | 別紙 11 p. 4 11 行目 | なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律（令和元年法律 第 24 号）附則第 3 条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 | なお、パワーハラスメント防 止のための事業主の方針の明 確化等の措置義務については、 女性の職業生活における活躍 の推進に関する法律等の一部 を改正する法律（令和元年法律 第 24 号）附則第 3 条の規定に より読み替えられた労働施策 の総合的な推進並びに労働者 |

| | | | |
|----|-------------------------|--|---|
| | | <p>の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> | <p>の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> |
| 16 | 別紙 12 p. 10 11 行目 | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められ</p> |

| | | | |
|----|-------------------------|--|---|
| | | | たい。 |
| 17 | 別紙 13 p. 11 1 行目 | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（<u>医療・介護を含むサービスを主たる事業とする事業主</u>については資本金が <u>5000 万円</u>以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u>以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> |
| 18 | 別紙 14 p. 10 21 行目 | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企</p> | <p>なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企</p> |

| | | | |
|----|-------------------------|---|---|
| | | 業（資本金が <u>3億円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>300人</u> 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | 業（ <u>医療・介護を含むサービス業</u> を主たる事業とする事業主については資本金が <u>5000万円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>100人</u> 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |
| 19 | 別紙 15 p. 10 25 行目 | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3億円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>300人</u> 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（ <u>医療・介護を含むサービス業</u> を主たる事業とする事業主については資本金が <u>5000万円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>100人</u> 以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |
| 20 | 別紙 16 の別紙 1 | <u>30</u> 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出について | <u>31</u> 「重度認知症疾患療養体制加算」に係る届出について |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------------|---|--|--|-------------|-----|----------------|------|--|---|------|---|----------|--|----------------|------|--|
| | p. 1-33 14 行目・15 行目 | は、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙 24) を添付してください。 <u>31</u> 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」(別紙 25) を添付してください。 | は、「重度認知症疾患療養体制加算に係る届出」(別紙 24) を添付してください。 <u>32</u> 「移行計画の提出状況」については、「介護療養型医療施設の移行に係る届出」(別紙 25) を添付してください。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 別紙 16 の別紙 1-4 A 6 | 栄養改善体制 | 栄養アセスメント・栄養改善体制 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 別紙 16 の別紙 10-5 | <p>(2)配置状況</p> <table border="1"> <tr> <td>① 常勤・非常勤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 1 週間の勤務日数</td> <td>日/週</td> </tr> <tr> <td>③ 1 日あたりの勤務時間数</td> <td>時間/日</td> </tr> </table> <p>(3)業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> </table> | ① 常勤・非常勤 | | ② 1 週間の勤務日数 | 日/週 | ③ 1 日あたりの勤務時間数 | 時間/日 | | <p>(2)介護支援専門員の配置状況</p> <table border="1"> <tr> <td>常勤換算</td> <td>人</td> </tr> </table> <p>(3)配置状況</p> <table border="1"> <tr> <td>① 常勤・非常勤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 1 月あたりの勤務時間数</td> <td>時間/月</td> </tr> </table> <p>(4)業務負担の軽減や効率化できる具体的な業務内容</p> <table border="1"> <tr> <td></td> </tr> </table> | 常勤換算 | 人 | ① 常勤・非常勤 | | ② 1 月あたりの勤務時間数 | 時間/月 | |
| ① 常勤・非常勤 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 1 週間の勤務日数 | 日/週 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 1 日あたりの勤務時間数 | 時間/日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 常勤換算 | 人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 常勤・非常勤 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② 1 月あたりの勤務時間数 | 時間/月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 別紙 16 の別紙 12-6 5(3) 「常勤職員の状況」 | 介護職員の総数 (常勤換算) | 看護・介護職員の総数 (常勤換算) | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 別紙 16 の別紙 12-6 | <p>備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。</p> <p>備考2 <u>認知症対応型共同生活介護</u>については、常勤職員の状況の「<u>介護職員</u>」は、「<u>看護・介護職員</u>」と読み替える</p> | 備考 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|----|-------------------------|--|---|
| | | <u>ものとする。</u> | |
| 25 | 別紙 16 の別紙 18 | 評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数 <u>(注 1)</u> ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数 <u>(注 2)</u> 評価対象期間の新規終了者数 <u>(注 3)</u> | 評価対象期間の通所リハビリテーション終了者数 ①のうち、指定通所介護等を実施した者の数 <u>(注 1)</u> 評価対象期間の新規終了者数 <u>(注 2)</u> |
| 26 | 別紙 17 p. 33 34 行目 | <u>所定疾患施設療養費の内容について、投薬、検査、注射、処置の内容が明らかになるように記載すること。</u> | |
| 27 | 別紙 21 | <u>老人医療の受給者番号</u> | <u>被保険者番号</u> |

「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号）の訂正について

| No. | 該当箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|--------------|---|---|
| 1 | p. 29 9行目 | また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、 <u>ウ③</u> に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条において準用する第14条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条において準用する第15条、又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）第17条若しくは第54条において準用する第17条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。 | また、リハビリテーション実施計画原案に関しては、 <u>③ハ</u> に掲げるリハビリテーション実施計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第14条若しくは第50条において準用する第14条、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第15条若しくは第50条において準用する第15条、又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）第17条若しくは第54条において準用する第17条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、その記載をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとする。 |

| | | | |
|---|---------------|--|--|
| 2 | p. 49 1 行目 | <p>介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、「<u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について</u>」別紙様式 3 及び「<u>指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について</u>」別紙様式 1 を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。</p> | <p>介護職員は、当該技術的助言・指導に基づき、別紙様式 7 を参考に、以下の事項を記載した口腔衛生管理体制計画を作成すること。</p> |
|---|---------------|--|--|

「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の訂正について

| No. | 該当箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|--------------|--|--|
| 1 | p. 4 13行目 | <p>イ L I F Eへの提出情報について</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅰ）については、施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅱ）については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）で必須とされる情報に加え、「総論（既往歴及び同居家族等に限る。）」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、す</p> | <p>イ L I F Eへの提出情報について</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅰ）については、施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADLに限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（既往歴、服薬情報、同居家族等及び在宅復帰の有無等に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅱ）については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）で必須とされる情報に加え、「総論（既往歴及び同居家族等に限る。）」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、す</p> |

| | | | |
|---|-------------|--|---|
| | | <p>べて提出すること。また、「総論（服薬情報に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> | <p>べて提出すること。また、「総論（服薬情報及び在宅復帰の有無等に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> |
| 2 | p. 5 3行目 | <p>イ L I F Eへの提出情報について</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅰ）については、施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADL及び在宅復帰の有無等に限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（既往歴、服薬情報及び同居家族等に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅱ）については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）で必須とされる情報に加え、「総論（既往歴、服薬情報及</p> | <p>イ L I F Eへの提出情報について</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅰ）については、施設における入所者全員について、別紙様式2（科学的介護推進に関する評価（施設サービス））にある「評価日」、「前回評価日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「総論（ADLに限る。）」、「口腔・栄養」及び「認知症（必須項目に限る。）」の各項目に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「総論（既往歴、服薬情報、同居家族等及び在宅復帰の有無等に限る。）」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> <p>科学的介護推進体制加算（Ⅱ）については、施設における入所者全員について、科学的介護推進体制加算（Ⅰ）で必須とされる情報に加え、「総論（既往歴、服薬情報及</p> |

| | | | |
|---|---------------|--|---|
| | | <p>び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> | <p>び同居家族等に限る。)」に係る情報を、やむを得ない場合を除き、すべて提出すること。また、「<u>総論（在宅復帰の有無等に限る。）</u>」及び「認知症（任意項目に限る。）」に係る情報についても、必要に応じて提出することが望ましいこと。</p> |
| 3 | p. 6 16 行目 | <p>ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老振発 0316 第3号、老老発 0316 第2号）<u>別紙様式 3-3（個別機能訓練計画書）</u>にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに<u>別紙様式 3</u>にある「作成日」、「前回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過（病名及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目（プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報をすべて提出すること。</p> | <p>ア 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老振発 0316 第3号、老老発 0316 第2号）<u>別紙様式 3-2（生活機能チェックシート）</u>にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IADL」及び「起居動作」並びに<u>別紙様式 3-3（個別機能訓練計画書）</u>にある「作成日」、「前回作成日」、「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度」、「健康状態・経過（病名及び合併疾患・コントロール状態に限る。）」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目（プログラム内容、留意点、頻度及び時間に限る。）」の各項目に係る情報をすべて提出すること。</p> |

「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 6 第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準について」（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 2 号）の訂正について

| No. | 該当箇所 | 訂正前 | 訂正後 |
|-----|---------------|---|--|
| 1 | p. 3 25 行目 | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が <u>3 億円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>300 人</u> 以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 | なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（ <u>医療・介護を含むサービスを主たる事業とする事業主については資本金が 5000 万円</u> 以下又は常時使用する従業員の数が <u>100 人</u> 以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 |

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）（抄）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）</p> <p>(表略)</p> <p>備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援 備考1～22 (略)</p> <p>23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。</p> <p>ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><厚生労働大臣が定める地域> 厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域</u></p> </div> <p>なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>24～32 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> | <p>(別紙1) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）</p> <p>(表略)</p> <p>備考 (別紙1) 居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援 備考1～22 (略)</p> <p>23 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア (略)</p> <p>イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の60%を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。</p> <p>ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><厚生労働大臣が定める地域> 厚生労働大臣が定める地域は、人口5万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域</u></p> </div> <p>なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。((1)が優先する。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>24～32 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> |

備考 (略)

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

(表略)

備考 (別紙 1 - 2) 介護予防サービス

備考 1 ~ 13 (略)

14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の 60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

1 ~ 3 (略)

4 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。(1)が優先する。)

注 1 ~ 6 (略)

備考 (略)

備考 (略)

(別紙 1 - 2)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

(表略)

備考 (別紙 1 - 2) 介護予防サービス

備考 1 ~ 13 (略)

14 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

(1) (略)

(2) ア (略)

イ 医師の欠員(病院において従事する者に限る。)…指定基準の 60% を満たさない場合について記載し、人員配置区分欄の最も配置基準の低い配置区分を選択し、「その他該当する体制等」欄の医師を選択する。

ただし、事業所・施設が以下の地域に所在する場合は、「その他該当する体制等」欄のみ選択する。(人員配置区分欄の変更は行わない。)

<厚生労働大臣が定める地域>

厚生労働大臣が定める地域は、人口 5 万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域とする。

1 ~ 3 (略)

4 過疎地域活性化特別措置法 (平成 2 年法律第 15 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

なお、病院におけるサービスについて医師の欠員がある場合で、かつ、事業所・施設が上記地域に所在する場合であっても、(1)に掲げる職種に欠員がある場合は、人員配置区分欄の最も配置基準の低い人員配置区分を選択する。(1)が優先する。)

注 1 ~ 6 (略)

備考 (略)